

| | |
|------------------|---|
| Title | 法学研究 第八十一巻総目次 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2009 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.3 (2009. 3) ,p.175- 183 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090328-0175 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法学研究 第八十一巻 (平成二十年 自一十二号) 総目次

論 説

号 頁

梅謙次郎『最近判例批評』の商法学的意義—現代商法学のために—……………一 高田晴仁

広東における農民自衛軍の制度化と発展の過程(一九二四年—一九二七年)……………一 阿南友亮

—国共合作期における革命軍隊の基盤形成—

裁判論緒編……………二 伊東 乾

脱法的条項の効力規制について(二・完)……………二 片山直也

—一括支払いシステム契約における代物弁済条項および債権譲渡契約における停止条件

条項をめぐる近時の二つの最高裁判決を契機として—

ジャワ島中部地震災害支援からみえてくるもの……………三 山本信人

—日本のソフト・パワーに関する批判的考察—

ブラジル消費者保護法典におけるマーケティング規制の背景……………三 前田美千代

—集団的利益(interesse difuso)を考慮した「勧誘」概念の構築に向けて—

| | | | |
|--|---|---|------|
| 国際法史上の問題としてのスイスの「独立」(一)…………… | 四 | 一 | 明石欽司 |
| —「ウエストファリア・システム」という名の幻想— | | | |
| 一九世紀後期・ドイツ普通法学における法諺《代価は物の地位を襲い物は代価の地位を襲う》 について(二)——現代ドイツにおける物上代位論の前史として…………… | 四 | 元 | 水津太郎 |
| 国際法史上の問題としてのスイスの「独立」(二・完)…………… | 五 | 一 | 明石欽司 |
| —「ウエストファリア・システム」という名の幻想— | | | |
| 一九世紀後期・ドイツ普通法学における法諺《代価は物の地位を襲い物は代価の地位を襲う》 について(二・完)——現代ドイツにおける物上代位論の前史として…………… | 五 | 三 | 水津太郎 |
| 日中関係と国内政治の相互連関…………… | 六 | 一 | 国分良成 |
| —近年の關係改善をめぐって— | | | |
| マッカーサーと「パターンボイズ」(一)…………… | 六 | 三 | 増田弘 |
| —日米開戦からパターン「死の行進」まで— | | | |
| ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了宣言について(一)…………… | 七 | 一 | 坂原正夫 |
| マッカーサーと「パターンボイズ」(二・完)…………… | 七 | 七 | 増田弘 |
| —日米開戦からパターン「死の行進」まで— | | | |
| ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了宣言について(二)…………… | 八 | 一 | 坂原正夫 |
| 共通善の政策学—ポスト実証主義の政策科学—…………… | 八 | 五 | 菊池理夫 |
| ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了宣言について(三)…………… | 九 | 一 | 坂原正夫 |
| 日露戦争における日本在外公館の「外国新聞操縦」…………… | 九 | 四 | 松村正義 |
| —アジアと大洋州で何をどう広報したのか— | | | |
| ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了宣言について(四・完)…………… | 十 | 一 | 坂原正夫 |

特集 ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウム

解題

ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウムの開催と

日本側報告の記録

士 一 池田真朗

論説

日系ブラジル人労働者と外国人労働者法制の課題

士 五 山川隆一

報告

来日外国人犯罪の現状と刑事法的対応

士 二五 太田達也

— 日系ブラジル人の犯罪を中心として —

二〇〇五年新会社法制定の背景と問題点

士 三三 宮島 司

日本における民法改正論議の動向

士 四〇 池田真朗

債務不履行制度の基本構造と民法改正

士 五五 北居 功

— 交渉と日本人の契約意識 —

販売・勧誘ルール、広告的申込み、情報提供義務

士 五九 前田美千代

— ブラジルと日本の消費者法比較 —

日本における消費者団体訴訟制度

士 七五 三木浩一

電気通信分野の市場自由化とユニバーサルサービス

士 一 青木淳一

社会実験と法制度の設計

士 二九 大橋洋一

マンハイムのファシズム論

士 三三 蔭山 宏

| | | | |
|--|---|----|------|
| 株式制度の想定外利用と従業員持株制度 | 士 | 七 | 加藤修 |
| 経済法学会の発足とその創生期の活動に見る問題意識 | 士 | 八 | 來生新 |
| 米国 L N G 輸入基地規制をめぐる連邦法の適用理論に関する一考察 | 士 | 一七 | 草薙真一 |
| — 連邦天然ガス法三条及び七条を中心として — | | | |
| 抵当権の複数の被担保債権中の一個債権の保証人による代位弁済と | | | |
| 抵当不動産売却代金の配当 | 士 | 一四 | 斎藤和夫 |
| — H 17 / 1 / 27 最高裁判決の「事案分析(利益状況分析)」 — | | | |
| オーストラリア民事訴訟法と訴訟終了宣言 | 士 | 一九 | 坂原正夫 |
| ドイツ倒産法における物上代位 | 士 | 二三 | 水津太郎 |
| — 倒産管財人の処分による代位物の規律 — | | | |
| 情報通信制度の変容 — レイヤ型規制の意義 — | 士 | 二六 | 菅谷実 |
| 「狩猟の場」の議論を巡って | 士 | 二九 | 高橋満彦 |
| — 土地所有にとらわれない「共」的な資源利用管理の可能性 — | | | |
| イスラム金融とその可能性 | 士 | 三三 | 立花亨 |
| 建築基準法上の二項道路と条例等による協議手法 | 士 | 三七 | 田村泰俊 |
| — 協議内容違反と自治体による民事訴訟の可否 — | | | |
| 情報公開訴訟における損害賠償請求事件の構造 | 士 | 三七 | 友岡史仁 |
| — 不開示決定の違法性を請求原因とする場合を中心にして — | | | |
| 労働契約における使用者の安全配慮義務 | 士 | 四三 | 内藤恵 |
| — 労働者の身体的・精神的過労、ストレス等による労災事案を中心として — | | | |
| 英国土壤汚染地法の諸問題 | 士 | 四七 | 仲田孝仁 |

| | | | | |
|--|-------|----|----|---------------|
| 行政裁量と判断過程統制 | …………… | 十二 | 五〇 | 橋本博之 |
| 行政機関の保有する個人情報適正な管理・利用・外部委託に関する一考察 | …………… | 十二 | 五三 | 皆川治廣 |
| 電力自由化の動向と課題 | …………… | 十二 | 五九 | 矢島正之 |
| 教員免許の失効と地方公務員の身分取扱いに關する一考察 | …………… | 十二 | 六一 | 山口亨 |
| —教員免許更新制度を手がかりとして— | …………… | | | |
| 都市計画法五三条と損失補償の要否 | …………… | 十二 | 六七 | 渡井理佳子 |
| 料金規制の政治経済学 | …………… | 十二 | 六八 | 山内弘隆 |
| Neuere Entwicklungen der örtlichen Selbstverwaltung in Japan und ihrer verfassungsrechtlichen Verankerung | …………… | 十二 | 六六 | SAITO, Makoto |

資料

| | | | | |
|---|-------|---|----|---------------------|
| バンジャマン・コンスタン『征服の精神と纂奪——ヨーロッパ文明との 関わりにおいて』(一) | …………… | 八 | 二〇 | 堤林 劍 堤 惠 訳 |
| フランス民法典への信託の導入 | …………… | 九 | 三 | ピエール・クロック 平野裕之 訳 |
| バンジャマン・コンスタン『征服の精神と纂奪——ヨーロッパ文明との 関わりにおいて』(二) | …………… | 九 | 二七 | 堤林 劍 堤 惠 訳 |
| バンジャマン・コンスタン『征服の精神と纂奪——ヨーロッパ文明との 関わりにおいて』(三) | …………… | 十 | 三七 | 堤林 劍 堤 惠 訳 |

スウェーデン法精神医学的保護に関する法律の改正

十 坂田 仁

— 開放的保護の導入 —

バンジャマン・コンスタン 『征服の精神と篡奪 — ヨーロッパ文明との

関わりにおいて』(四)

十一 堤 林 劍 / 訳
十二 堤 林 恵

判例研究

〔商法〕

四八三 会社分割後の新設会社による商号の続用と債権者保護

一 岡本智英子

四八四 退職取締役に対し会社の内規に基づいた退職慰労金を支給しない場合に代表取締役の損害賠償責任を否定した事例

二 藤田 祥子

四八五 新株が著しく不公正な方法により発行されたものであったとしても新株発行の無効原因とはならないとされた事例

三 笹岡 愛美

四八六 プロ野球選手の氏名及び肖像の商業的利用権(パブリシティ権)が統一契約書一六条によりプロ野球球団に独占的に使用許諾されていると認められた事例

四 諏訪野 大

四八七 洋服販売業の営業譲渡を受けた会社が、譲渡会社の屋号を商号として続用した場合、商法二六条一項の類推適用が否定された事例

五 菅原貴与志

四八八 報酬支給の対象となる取締役は、株主総会に提案された取締役報酬議案の内容が不当であることを理由として、提案した取締役に取締役の第三者に対する責任を追及することが認められないとされた事例

六 重田麻紀子

四八九 生命保険の契約者が両親とともに一家心中した場合に保険金受取人の変更の意思表示はなされたが、その通知は保険会社に対してなされていなくても、その変更の効力は生じ新保険金受取人は保険会社に死亡保険金を請求し得ることが認められるとされた事例

七 肥塚肇雄

四九〇 一、会社法四三三条二項三号の「請求者」には、請求者と一体的に事業を営んでいる親会社が含まれるとされた事例
二、会社法四三三条二項三号所定の「競争関係」には、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合も含むとされた事例

四九一 二重無権の抗弁が認められた事例

四九二 株式移転により完全親会社の株主となった者は、完全子会社の取締役等役員
の責任を株主代表訴訟で追及することができないとされた事例

四九三 日刊新聞社において社員株主制度に基づくルールに従わない株主譲渡の可否
——日経新聞事件

〔最高裁判事例研究〕

四一一 平一九一（民集六一巻二七七一頁）

四一二 平一七八（民集六〇巻一〇号一八頁）

四一三 平一九二（民集六一巻二五八六頁）

四一四 平一八八（民集六〇巻八号三三四頁）

四一五 平一九三（民集六一巻九号三四〇〇頁）

〔下級審民事事例研究〕

数量的な一部を明示して損害賠償を求める訴訟の係属中に請求が拡張された場合
において損害賠償請求権の残部につき民法一五三条の催告が継続しているものと
された事例

57 高松高裁平成一九年二月二二日判決（高松高裁平成一七年（ネ）四〇〇号・同一
八（ネ）一九二号）損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件、高等裁判所民事判例集
六〇巻一号一頁Ⅱ判例時報一九六〇号四〇頁、判例タイムズ一二三三五号一九九頁

八二五 長畑周史

九二七 高田晴仁

十 九 金尾悠香

十二五 来住野 究

民事訴訟法研究会

一 二八 小原将照

二 三 村田典子

三 二〇 河村好彦

五 二〇 中島弘雅

七 二七 山本和彦

民事訴訟法研究会

六 三三 石渡 哲

紹介と批評

水羽信男著『中国近代のリベラリズム』……………十二九 嵯峨 隆

特別記事

| | |
|------------------|-----|
| 磯部靖君学位請求論文審査報告 | 一三七 |
| 柏原宏紀君学位請求論文審査報告 | 二二九 |
| 井上淳君学位請求論文審査報告 | 二〇六 |
| 李成日君学位請求論文審査報告 | 三二五 |
| 石川忠雄先生追悼記事 | 六一七 |
| 金宗郁君学位請求論文審査報告 | 十二七 |
| 山腰修三君学位請求論文審査報告 | 十三五 |
| 菅原和行君学位請求論文審査報告 | 二二九 |
| 宮下雄一郎君学位請求論文審査報告 | 二一四 |
| 倉科岳志君学位請求論文審査報告 | 二一五 |
| 岩谷將君学位請求論文審査報告 | 二二六 |
| 藤原淳一郎教授略歴・主要業績 | 二六五 |